

「令和7年度倉敷市食品衛生監視指導計画（素案）」の

パブリックコメント集約結果

「令和7年度倉敷市食品衛生監視指導計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

令和7年3月14日に生活衛生課ホームページにおいて令和7年度倉敷市食品衛生監視指導計画を公表します。また、食品衛生法第24条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣（消費者庁長官）及び厚生労働大臣あてに計画書を提出します。なお、本市に隣接する岡山県および岡山市にも送付します。

4 参考

意見募集期間 令和7年1月31日（金）～2月28日（金）

（担当課）

倉敷市保健所 生活衛生課

パブリックコメント要約版

1 案件名
令和7年度倉敷市食品衛生管理指導計画(素案)
2 募集期間
令和7年1月31日(金)～2月28日(金)
3 趣旨・目的・背景
倉敷市では、平成16年度から毎年、食品衛生法に基づき食品衛生監視指導計画を策定し、市民・事業者の皆様に公表しています。 この計画では趣旨及び計画内容を事前に公表し、市民・事業者の皆様の意見を募集した上で策定することになっています。 そこで、令和7年度倉敷市食品衛生管理指導計画(素案)をご覧ください、皆様の意見をお聞かせください。
4 概要
基本方針は現行計画を継承します。
5 資料閲覧場所
市保健所1階生活衛生課、市役所本庁2階情報公開室、児島・玉島・水島支所の総務課、庄・茶屋町・真備の各支所市民課(係)、船穂支所市民税務係 (土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分)
6 提出方法
(1)意見を提出できる人 市内に住所を有する人、市内に通勤または通学する人、市内に事務所または事業所を有する法人・個人事業者、その他この案件に関し利害関係を有する人 (2)提出方法 下記問合せ先に、直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。(郵送の場合は消印有効) (直接持参の場合は、土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分) (3)提出書式 提出書式は特に定めておりませんが、件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。
7 問合せ先
倉敷市保健所 生活衛生課 〒710-0834 倉敷市笹沖170番地 電話 086-434-9826 FAX 086-434-9833 E-mail hlthyg@city.kurashiki.okayama.jp